

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年9月9日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令6年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から、令和6年5月分から7月分までの現金出納検査、40ページには、令和6年度7月定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

50ページをお開きください。

教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

96ページをお開きください。

本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

97ページをお開きください。

定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、国、県などへ提出しております要望内容を印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

141ページをお開き願います。

6月9日、IBC平泉ウォークが開催されております。

6月15日、ふるさと平泉会の総会が、東京で開催されております。本年も多くの方々にご出席をいただいたところであります。

6月17日になりますが、子どもすこやかネットワークの会議が庁舎内で行われております。

6月22日、第47回平泉町いきいきシルバースポーツ大会が開催されております。

6月28日、平和の祈り。建立900年を迎えました金色堂前で行わせていただいたところであります。

6月29日、平泉芭蕉祭全国俳句大会、そして、7月1日、第74回になります、社会を明るくする運動開幕式を開催させていただいております。

7月3日、いわて南牛振興協会の総会が開催されております。

次のページになります。142ページになります。

7月13日、平泉水かけ神輿宵宮祭、そして14日、平泉水かけ神輿本渡御開会式、そして本渡御が開催されたところであります。

7月16日、令和6年度市町村からの県要望をさせていただいたところであります。

7月18日になりますが、企業ネットワークいわて2024 in 東京、東京で開催されております。

7月21日になりますが、道の駅平泉来場者1,000万人記念のセレモニーを、道の駅で開催いたしましたところであります。

8月6日、こどもの居場所づくりトップセミナーが、盛岡市で開催されております。

8月7日、山形県酒田市に豪雨災害等の派遣職員の出発式を行ったところであります。

同日になりますが、8月7日、北上川上流改修一関遊水地事業の促進及び地方道路の整備促進に係る要望、盛岡市、そして東北整備局のほうに要望を議長と共にさせていただいたところであります。8日が中央要望であります。

8月9日、平泉町戦没者追悼式が開催されております。

143ページになります。

8月16日、大文字送り火法火分火式並びに法要が開催されております。

8月20日、金色堂建立900年記念講演会・シンポジウム、中尊寺で開催されております。

8月23日、令和6年度社会を明るくする運動標語の表彰式を平泉中学校で開催したところであります。

9月7日になりますが、10回目となりますスパルタキャンプの開講式が開催されました。

そして9月8日、昨日であります、北上川上流胆江地区合同水防演習が、奥州市で開催されたところであります。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長(高橋拓生君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、真竈光幸議員、8番、高橋伸二議員を指名いたします。

議長(高橋拓生君)

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月19日までの11日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議長(高橋拓生君)

日程第3、請願第2号から日程第4、請願第3号まで、請願2件を一括議題といたします。

請願第2号、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願について、紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8番(高橋伸二君)

高橋でございます。

それでは、請願について提案をいたします。

令和6年8月27日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者、住所、岩手県一関市山目字中野130、岩手県教職員組合県南支部、氏名、支部長、佐々木昭仁。

給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願でございます。

紹介議員は、私、高橋伸二、同じく小笠寺享でございます。

それでは、請願の内容についてお話し申し上げます。

給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願について。

1、請願事項。

(1) 給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと。

(2) 文部科学省のできる業務削減をすすめること。

貴議会におかれましては、上記の事項について、関係機関に意見書を提出していただきたく地方自治法124条の規定により請願いたします。

2、要請先でございます。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっています。

3、請願の理由。

読み上げます。

文部科学省が令和5年4月に公表した教員勤務実態調査によると、国が定めた上限を超える残業をしていた教員の割合が小学校で64.5%、中学校で77.1%となり、中学校教員の36.6%が過労死ラインを越えて働いているなど、依然として過酷な労働環境に置かれている教員の実態が明らかになりました。

また、病休者の増加や教職希望者の減少などにより、深刻な教員不足にも陥っています。

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「給特法」という。)では、教員の職務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。

実質的には教職調整額相当以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。

令和5年5月、文部科学大臣は中央教育審議会に、教員の処遇改善や働き方改革、学校の指導・運営体制の充実等について諮問しているものの、教職調整額の増額だけでは不十分であります。

よって、国においては、教職員の一人ひとりが子どもに十分に向き合える環境を整備するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

(1) 給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと。

(2) 文部科学省のできる業務削減をすすめること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで紹介議員の説明を終わります。

請願第3号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

5 番、阿部圭二です。

請願第 3 号。

令和 6 年 8 月 28 日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者、岩手県盛岡市本町通 2-1-36、浅沼ビル 4 F、日本国民救援会岩手県本部、会長、水戸正雄。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願。

紹介議員、阿部圭二、同、高橋伸二、同、三枚山光裕。

請願趣旨。

1、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

請願の理由。

えん罪とは、罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることです。

再審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルは高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的問題にあります。

日本国憲法13条の下では、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合には、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度では、再審請求手続における全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。したがって、再審請求手続における全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを制限することは、喫緊の課題となっています。

証拠開示について、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められます。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続の長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申立ては出来ないようにすべきです。

以上の趣旨により、上記の事項について、刑事訴訟法の改正を速やかに行うよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号及び請願第3号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、報告第5号から日程第7、報告第7号まで、報告3件を一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、報告案件3件についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

報告第5号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分をした年月日、令和6年8月1日。

損害賠償及び和解の相手方、議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額、14万3,468円。

和解の内容。

損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因。

令和6年4月12日、平泉字北沢地内において、町所有の車両が土のう積み込みのために後退した際、駐車していた相手方所有の自家用車に町所有の車両のあおり金具が接触し、損傷させたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

報告第6号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分をした年月日、令和6年8月5日。

損害賠償及び和解の相手方、議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額。

①の相手方、18万2,875円。②の相手方、8,910円。

和解の内容。

損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因。

令和6年4月22日、平泉字長倉地内の町道馬場長倉線を走行中、舗装の段差により、相手方所有の自家用車が損傷したものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

6ページをお開き願います。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございませんでした。

実質公債費比率は10.5%、将来負担比率は75.7%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上、報告申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、監査委員から、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員、千葉多嘉男氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

4ページをご覧願います。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

将来負担比率については、事業の取り組みに伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

続いて、6ページをご覧願います。

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足になっておらず良好と認

められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第8、認定第1号から日程第14、認定第7号までの令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、認定案件7件についてご説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

認定第1号、令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

認定第2号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

認定第3号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

認定第4号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出

決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

認定第5号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

認定第6号、令和5年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度平泉町下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

認定第7号、令和5年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員、千葉多嘉男氏の両名で決算審査を行いました。その結果について報告いたします。

それでは、お手元の資料、令和5年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

3ページに令和5年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますので、お目通し願います。

それでは、7ページをお開き願います。

第一令和5年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和5年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

- 1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法は記載のとおりです。
- 4、審査の結果でございます。

令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1)現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の

収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2) 予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められます。

8 ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

(1) 時間外勤務について。

令和5年度の正職員の時間外勤務手当は4,600万1,636円となり、前年度と比較し214万1,760円の増加、時間数では、1人当たり年間平均時間外勤務が173時間となり、前年度と比較し1時間増となりました。

選挙に伴う投開票事務のほか、法改正に伴う新たな制度の導入や、計画策定等の例年発生しない事務や、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う各種行事の増加等も要因にある一方で、ここ数年高い水準のまま推移している部署や個人も見られることから、健康障害リスクが懸念されます。ノー残業デー周知の取り組みや面接の実施等、時間外勤務の減少に取り組まれているところですが、時間外勤務の在り方については、より一層改善に向けた取り組みが必要であり、特に管理職においては、課員の業務内容の把握と、それに応じた適切な業務管理が急務であると考えます。

時間外勤務は、業務内容、組織体制等、様々な要素が絡み合い発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし、常態的な長時間勤務は、心身に多大な影響を及ぼしかねません。職員が、時間外勤務を前提とせずに業務に当たることができるよう、職場内においては、業務配分の見直し、情報の共有化に一層努めてください。

(2) 業務マニュアルの整備について。

昨年度に比較し、事務処理ミスについては減少し、改善の傾向がみられました。これは、各課における事務処理のチェック体制が整備されてきたことによるものと思われます。今後も引き続き、担当者のみならず、課内で連携し、事務の執行に当たってください。また、業務内容やそのプロセスを見える化することは、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄の排除につながり、結果として地方自治運営の基本原則、最少の経費で最大の効果に資することになります。引き続き、業務マニュアルの整備については、各課において取り組みが必要と考えます。

(3) 持続可能な財政運営。

令和5年度の普通会計における経常収支比率は95.4%となり、前年度と比較して0.7ポイントの増となりました。今後は、令和3年度で終了した大型投資事業の起債償還や、一般廃棄物処理施設や最終処分場の建設などが予定され、ますます厳しい財政事情が予想されることから、これまでも増して国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した財政運営に努めてください。今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見極めつつ、補助金等の精査も適時行い、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、9ページ、5、審査の総括的意見ですが、今回の決算審査に当たり、地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にし

て進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算計数について、関係帳簿及び証拠書類を照査し計数を突合、さらに、計数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか、各課へ令和5年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項を次に列記しましたので、お目通し願います。

次に、12ページ、6、審査の個別的意見につきましては記載のとおりです。

次に、18ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1)土地から(6)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券(有価証券)及び出資金、出捐金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

21ページ、第二令和5年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適正に適切に行われていました。全般にわたり、おおむね適正に運用を管理されているものと認められました。

37ページ、第三令和5年度平泉町下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

38ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

6、審査意見の総括になりますが、下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行して4年目の決算となりました。当年度の業務概況及び収支状況は上述のとおりで、下水道事業においては、コロナ禍からの経済活動の回復や町営高田前団地排水設備設置工事による、汚水処理戸数の増加により、また、農業集落排水事業においては、同じくコロナ禍からの経済活動の回復のほか、漏水に伴い、調定及び収入済額の増となりました。全体として横ばい傾向の下、下水道事業を安定的に提供するため、経営改善や建設改良事業等が実施され、決算上は純利益を計上しましたが、減価償却費や維持管理費、企業債償還金等により経費がかさみ、多額の一般会計補助金、出資金を充当して経営を遂行したところであります。

上記のとおり、下水道事業は多額の経費を要し、一般会計からの繰り出しも多額となっていることから、事業を進めるに当たっては、限られた財源の中で、経営戦略と各計画の整合を図るとともに、収入率及び接続率の向上による収益の確保や経費節減等、効率的な事業運営に取り組み、安定した経営に努め、生活環境の整備を進めるよう望みます。

下水道は、町民の健康で快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全等の多面的な機能を持ち、町民の暮らしに大きな役割を果たすことから、今後、特にもさらなる接続率の向上を促進していく必要があります。今後においても、人口減少の進行や節水型社会の進展による水需要の減

少など、使用料収益の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、これまで整備された施設の適正な維持管理や老朽化対策など、経営環境はますます厳しくなると予測されます。今後とも、社会状況の変化に応じたサービス水準の向上を図るとともに、財務諸表の動向を常に把握しながら、高いコスト意識を持って、一般会計補助金、出資金の縮減をはじめとする、さらなる経営の健全、効率化の推進に取り組むをお願いします。

また、公営企業会計への移行や公共下水道事業、農業集落排水事業の統合のメリットを業務において十分に反映し、安定的な下水道事業の提供に努め、住民福祉の向上に寄与されるよう望みます。

40ページ、7、業務実績から46ページ、10、財政状態につきましては記載のとおりですので、お目通し願います。

以上で下水道事業会計の決算審査意見のご報告を終わります。

53ページ、第四令和5年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

54ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

55ページ、6、審査の総括的意見。

給水収益については、表に掲載の令和2年度以降、令和3年度は約500万円、令和4年度は約100万円と、2年連続の減少となりましたが、令和5年度は約80万円の増加となり、若干の持ち直し感が見られました。その主たる要因としては、令和5年度はコロナ禍からの経済活動の回復による影響が上げられます。

次に、未収入額については、令和5年度が、令和2年度以来の対前年度比増加となりました。未収入率においても同様の結果となっており、今後もより一層、早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は順調です。しかし、現在も続く人口減少により、使用量の増加が見込めない、構造的とも言える有収水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引き下げも必要であります。そのような状況での設備の維持修繕については、引き続きアセットマネジメント（資産管理）の結果を分析、活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引下げや有収率向上へつながる水道事業経営上、重要な課題です。平成28年度から10か年計画で実施されている鉛製給水管の更新は8年目を経過し、おおむね79%の鉛製給水管が更新されました。令和5年度も漏水による対前年度比減少が見られることから、今後とも、鉛製給水管の更新及び漏水調査を引き続き実施し、有収率向上が図られるよう効果的な漏水防止対策に取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、配水池を含む各施設の老朽化及び耐震化に伴う更新など、投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、

引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

56ページ、7、審査の個別的意見につきましては、(1)から(7)に記載どおりですので、お目通し願います。

以上で令和5年度平泉町歳入歳出決算審査報告を終了します。

議長（高橋拓生君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、認定案件7件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、議案第37号から日程第24、議案第46号までの条例案件2件、事件案件3件、補正予算案件5件、合計10件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件2件、事件案件3件、補正予算案件5件、計10件につきまして説明を申し上げます。

初めに、条例案件2件につきましてご説明いたします。

議案書14ページをお開き願います。

議案第37号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書15ページをお開き願います。

議案第38号、駐車場施設整備基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由であります。基金の充当目的の拡充に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、事件案件3件につきましてご説明いたします。

議案書16ページをお開き願います。

議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするもの
でございます。

取得する目的、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用して平泉町立小中学校3校の全普通教室に電子黒板を導入し、1人1台端末のさらなる効果的利活用と授業の学習効率向上につな
げることを目的とする。

取得する財産、平泉町立小中学校電子黒板一式。

契約金額、1,100万5,500円。

契約の相手方、住所、岩手県盛岡市本宮3丁目36番45号、氏名、リコージャパン株式会社、デ
ジタルサービス営業本部岩手支社岩手営業部、部長、立花光。

納入期限、令和6年12月20日。

納入場所、平泉小学校、長島小学校、平泉中学校でございます。

次に、議案書17ページをお開き願います。

議案第40号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
についてでございます。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法
第291条の3第1項の規定に基づく協議に関し、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求
めようとするものでございます。

提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係市町村の処理する事務を変更するほか、負担金
の算定に係る基準日を変更しようとするものでございます。

次に、議案書19ページをお開き願います。

議案第41号、令和5年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和5年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金1,249万4,000円のうち200万円を減債積立金
に、700万円を建設改良積立金にそれぞれ積立て、残余を繰り越そうとするものでございます。

提案理由であります。令和5年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業
法第32条第2項の規定により提案するものでございます。

次に、補正予算案件5件につきまして説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

議案第42号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和6年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,893万2,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ54億4,083万3,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によろうとするものでございます。

次に、議案書55ページをお開き願います。

議案第43号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億605万8,000円としようとするものでございます。

次に、議案書61ページをお開き願います。

議案第44号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億339万9,000円としようとするものでございます。

次に、議案書67ページをお開き願います。

議案第45号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,169万9,000円としようとするものでございます。

次に、議案書73ページをお開き願います。

議案第46号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,085万2,000円としようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第37号から議案第46号まで、ただいまの説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号から議案第46号までの条例案件2件、事件案件3件、補正予算案件5件、合計10件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第25、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

通告1番、公明党、大友仁子でございます。

今回は、質問1項目に集約して質問いたします。

熱中症対策の推進について伺います。

総務省消防庁は、8月20日に、熱中症により7月に全国で救急搬送された人数が、前年同月の約1.2倍に当たる4万3,195人に上ったと発表しました。35度以上の猛暑日になる地点が相次いだためと見られております。町民の命を守るために、熱中症対策を強力に推進する必要があると考えます。

そこで、（1）「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について伺います。

（2）高齢者世帯へのエアコン設置に対する補助金助成をする考えはないか伺います。

（3）クーリングシェルターの設置状況について伺います。

（4）公共施設、小・中学校におけるウオーターサーバーなどの冷水機の設置状況について伺います。

（5）学校体育館等へのエアコン設置に対する町の考えについて伺います。

質問は以上であります。答弁お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

熱中症対策の推進についてのご質問がありました。

初めに、熱中症特別警戒アラート発表時の対応についてですが、議員ご承知のとおり、今年の夏も全国的に猛暑が続きましたが、県内においては、幸いにも8月末時点で、環境省が発表する暑さ指数35以上の熱中症特別警戒アラートは発表されていない状況であります。特別警戒アラート

ト発表時においては、防災無線やLINE等を活用し、町民への状況の周知を迅速かつ正確に周知してまいります。

加えて、熱中症対策においては、日頃から熱中症予防に取り組むことが特に重要であるため、町では、町広報7月号とあわせて、各行政区に適切な水分補給とエアコンの上手な使い方に関する資料を配布したほか、危険な暑さが予想される場合には、「不要不急の外出を控える。」「命を守る。」行動を取るなど、多種多様な機会を通じて啓発活動に努めてまいります。

次に、高齢者世帯へのエアコン設置に対する補助金助成についてであります。特に高齢者は、暑さや喉の渇きを感じにくく、自覚がないまま熱中症にかかる危険があるため、小まめな水分補給や扇風機、エアコンなどを使用して予防することが必要であると考えております。引き続き、防災無線やLINE等を活用し、周知に取り組んでまいります。

高齢者世帯へのエアコン設置に対する補助金の助成につきましては、現時点では、町独自の助成制度の創設は考えておりません。

次に、クーリングシェルの設置状況についてであります。令和6年4月1日の改正気候変動適応法の施行により、熱中症による健康被害の発生を防止するため、市町村長による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルの指定制度が創設されました。

クーリングシェルとは、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、住民等に開放できる冷房設備が備わった施設であり、県内では、令和6年8月までに16自治体が設置済みとなっております。町においては、4月29日から10月23日まで、「涼みどころ」と称し、平泉町役場町民ホール、平泉文化遺産センター、平泉郵便局、長島郵便局、平泉町学習交流施設エピカの5施設を指定、開設しております。

また、同時に「涼みどころ」の拡大を図る観点から、町内においてご協力いただける施設を随時募集しており、熱中症対策の一環として、クーリングシェルの有効利用及び拡大に向け周知を図ってまいります。

次に、公共施設におけるウォーターサーバーなどの冷水機の設置状況についてであります。冷水機を設置している公共施設は、学習交流施設エピカのみとなっております。ウォータークーラー機能や自動洗浄機能を備えた給水機を設置し、衛生的な環境を保全しながら、水道水をそのまま飲料水として提供しています。

クーリングシェルとなる公共施設への冷水機の設置については、高齢者などの熱中症予防対策として有効な取り組みと考えられますが、既に施設内に飲料の自動販売機が設置されていることや、浄水器の設置、管理にかかる経費や衛生面などの課題もありますので、今後、クーリングシェルの利用状況を確認しながら、調査・研究を行ってまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、小中学校におけるウォーターサーバーなどの冷水機の設置状況についてのご質問がありました。

近年の猛暑により熱中症による健康被害が深刻化しており、特に子供たちの健康を守ることは、当町といたしましても、重要な課題の一つと認識しております。

町内小中学校における冷水機の設置状況につきましては、現在、3校とも導入はしておりません。当町の水道水は水質がしっかりと管理、維持されており、安心して飲むことができることから、校舎内での活動中は水道水を中心に、また、登下校、体育館、野外活動等では、子供たちが各自持参している水筒で適宜水分補給するよう指導しているところです。

学習活動の中での熱中症予防として、水分補給を小まめに行うことは重要であることから、水道水の活用と水筒持参を基本とした対応を継続しつつ、冷水機の導入につきましては、近隣市町村の動向や設置後の衛生管理面など、様々な角度から調査研究を進めてまいります。

次に、学校体育館等へのエアコン設置に対する町の考え方についてのご質問がありました。

令和元年度において、町内小中学校の普通教室、音楽室、理科室に冷房設備を設置したところではありますが、体育館につきましては、未設置となっております。

学校体育館は、児童生徒の体育活動や部活動の場であるとともに、災害時の避難所としての役割も担っており、冷房設備の整備は、教育環境の改善と地域防災力の強化の両面から、必要であるものと認識しております。しかしながら、特にも平泉中学校体育館は、老朽化が進み、断熱制度が低く、仮に冷房設備を整備したとしても、冷房効果が十分に得られない可能性があります。

今後は、各学校体育館の老朽化状況、断熱性能などを調査し、大規模改修との優先順位などを総合的に勘案しながら検討してまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

今年も昨年同様、厳しい暑さが毎日毎日ありましたけれども、新聞等の報道によりましても、今年の夏の気温は、昨年と並び、過去最高となっております。気象庁は9月2日、日本の今年夏6月から8月の平均気温が、昨年夏と並んで1898年の統計開始以来、最も高かったと発表しました。平均気温が昨年と同じく1.76度上回ったとっております。日本近海の夏の海面水温も平均を1.5上回り、1982年の統計開始以来、最高記録を更新したと語られております。

また、同庁は、異常気象分析検討会を開催しました。中村尚会長が記者会見し、今年も異常気象と言って差し支えない。長期的な地球温暖化で、日本の気温は底上げされており、日本近海の海底水温が高い状態は解消しにくいいため、これまでにない高温が起きやすくなっていると示しました。

全国の月別では、7月の平均気温が平年を2.16度上回り、最高気温を更新しました。6月と8月は、過去2番目に高かったと推測されております。

検討会の報告によりますと、記録的高温は偏西風が北へ逆行し、西日本を中心に太平洋高気圧に覆われ続けたのが原因だと言われております。晴れて日射が強い日が多く、日本近郊の高い海面水温も気温の上昇に寄与したと語られています。背景には、地球温暖化のほか、今年春まで続いたエルニーニョ現象の影響で、北半球中緯度の気温が顕著に高かったことがあると言われております。35度以上の猛暑日になった地点は、積算で8,821地点に上り、昨年夏の6,691地点を大幅に上回ったと報道されております。

熱中症対策ですが、危険アラートというのが発表ありまして、危険度判断の情報源になっております。環境省と気象庁が2021年度から全国運用を始めました。熱中症警戒アラートは、一定の暑さ指数を超えると予測される場合に発表し、熱中症対策や予防行動を起こしてきました。国民の認知度も高まり、今や熱中症の危険度を判断する情報源の一つとなっております。24年度からはより深刻な健康被害が発生する場合に備え、1段階高い基準となる熱中症特別警戒アラートを創設いたしました。昨年成立した改正気候変動適応法に基づく、これが措置です。

そこで伺います。

熱中症から地域住民の命を守るための取り組みとして伺います。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。ここで、熱中症は、人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成は行っていますでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

先ほど議員からお話のありました、熱中症マニュアルについてですが、現在、独自の熱中症マニュアルの作成はしておりません。

引き続き、計画的に広報やLINEを活用しまして、熱中症予防の対策に努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今後、そのマニュアルを作る予定はありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

現段階では、熱中症マニュアルの作成を予定はしておりませんが、保健センターにおきましては、これまでも環境省が発表します暑さ指数31以上の熱中症の危険が予測される場合に、防災無線、LINEを活用しまして、周知を図っているところであります。

環境省が熱中症警戒アラート、暑さ指数33以上ということになっておりますので、その前の危険を早めにお伝えして、熱中症のリスクにつきまして周知を図り、熱中症予防に努めてまいりた

いと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。

それでは、次に、（２）番の高齢者世帯のエアコン設置に対する補助金についてですが、高齢者への熱中症対策は、具体的にどのように行っていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢者の方の熱中症予防対策につきましては、先ほどお話しました防災無線、LINEなども活用しておりますが、特に高齢者の方は、集まる機会があったときに、地域の通いの場などに集まった際に、小まめに声かけをすることが必要と考え、生活支援コーディネーターが訪問する際などには、小まめな水分補給、それから適切なエアコンの使用というところを声かけをするよう努めているところです。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

高齢者世帯で、経済的理由によるエアコンの未設置状況は把握しておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

今お話のありました高齢者世帯のエアコンの未設置状況については、現在のところ把握はしておりません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取り組みについて伺います。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われていています。

ここで、熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要と考えます。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送の約５割が高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があると考えます。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取り組みを進めているのかお聞かせ願います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢者の方の熱中症予防対策につきましては、議員がお話したとおり、脱水、それから体温の上昇など、熱中症になるリスクが非常に高いと考えております。地域の通いの場、百歳体操などに参加している方につきましては、先ほどもお話申し上げたとおり、生活支援コーディネーター、それから地域のサポートするお世話人さんにも、声がけのほうをお願いしております。

また、百歳体操に参加していない方、また、できない方への対応というところでは、地域の見守り、助け合いが必要だと感じております。お互いに見守りとか声がけをしていただけるように、引き続き周知を図ってまいりたいと思いますし、特にも独り暮らしの方、それから高齢者世帯の方につきましては、地域の民生委員さんのご協力も得ながら、引き続き、熱中症予防の声がけ、周知に努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

主要施策成果報告書、令和5年度の中に、町の福祉行政推進の補助機関として、民生委員・児童委員26人に対して、福祉行政推進委員を委嘱し、高齢者世帯などへの見守り、訪問や相談支援などの地域福祉活動を実施したとあります。

そこで、令和3年度には4,601回の訪問数、令和4年度は、若干多くなって4,798回、そして令和5年度は5,845回の訪問回数となっております。年間で、単純に計算すると、1人当たり224回です。月別にすると18日という計算になりますが、この令和4年度より令和5年度が1,047回多くなったという、どういう状況で多くなったのかお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

福祉行政活動の部分でございまして、令和3年度から令和5年度までということで主要成果のほうに掲載させていただいております。

増加傾向にあるというところございまして、1つには、コロナが落ち着いたということで、訪問活動が増えてきたというところで、毎年度定例会でも、この回数につきましては確認をしているというようなところございまして。高齢者世帯、また、熱中症の予防というようなところでの取り組みというところも、引き続き、定例会等をお願いをして、見守り活動を行っていただいているというようなところございまして。

高齢者に限らず、児童、それから以外の福祉活動につきましても、見守りが増えてきているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

その見守りしているときにどのような、元気ですかという感じなのでしょうが、そのほかに何か声かけの内容とかありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

見守り活動ということで、各世帯、独り暮らしでありましたり、高齢者のみの世帯だったりとか、または、子供さんの世帯ということでいろいろ回っていただいておりますので、それぞれ個別に、それぞれ民生委員が心配に思っていることを声かけをしながら活動をしているというところもございます。また、日頃変わりがないかというような形で、またこちらから質問をかけたとかして、いずれにしましても、地域への見守り活動というような形でやっていただいているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

また施策成果報告書の中に、消防車両更新事業とありまして、救急出場件数なんですけど、救急搬送された方が320人いるんですね。このうち熱中症で搬送された方はわかりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご質問の熱中症で救急搬送された方でございますが、一関西消防署平泉分署への聞き取りを行いましたところ、令和5年度は7件、それで本年度におきましても、8月末時点で6件という数字でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

やはり、10人未満ですが、あるということで伺いました。

高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取り組みについて伺います。

いざ高温になったときにエアコン入れて動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。

熱中症による救急搬送における発生場所が、7割が屋内となっております。熱中症の予防のために、高齢者世帯のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思います。また、脱炭素化の観点からも組み入れたエアコンのクリーニングなどの普及促進等も重要と考えます。

そこで、エアコンの整備や点検の推進に向けて、積極的な勧奨も必要かと思いますが、これについての見解をお聞かせ願います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

熱中症予防につきまして、高齢者世帯の方へエアコンを活用した熱中症対策については、非常に重要だと感じております。引き続き、エアコンの利用、それから点検などについても、声かけをしていきたいと思っております。

ただし、エアコンの設置につきましては、費用の助成等の予定はしておりませんので、声かけをして、エアコンの活用、それから点検をして、適切にエアコンを利用していただくというところの声かけを進めてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

次に、エアコンの利用控えについてなんですが、電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思っております。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いと思っております。

そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思っておりますが、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

低所得者への支援ということで、令和5年度につきましても電力等の高騰があるということで、国の交付金を活用した低所得者向けの非課税、それから均等割のみの課税世帯の給付金ということで、国の給付金を活用した形での支援というようなところをやっているところがございます。令和6年度につきましては、また国の動向等を踏まえながら適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

平泉町では、一昨年から省エネ家電買換購入促進費補助金、この事業を行っております。令和5年度の実績としましては、166世帯で、助成額が771万9,000円になっています。このうちエアコンの買換え世帯は何世帯ありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

令和5年度に実施しました平泉町省エネ家電買換購入促進事業でございますが、エアコンにつ

きましては44世帯というところがございます。そのほか、冷蔵庫、テレビといったような状況でございまして、44世帯に活用いただいたというところがございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今年度も今事業やっていますが、8月30日までの実績としましてお聞きしました。エアコンが10世帯、電気冷蔵庫が15世帯、テレビが10世帯とお聞きしました。

このエアコンですが、省エネ家電ということの意味ですが、エネルギー基準達成率が100%以上でないと下りないということで、100%となると、金額が5万から10万円高くなるのです。このエネルギーパーセントが、例えば60%とかでは駄目でしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今の補助金の中身につきましては、議員のおっしゃるとおりでございまして、省エネルギー基準の達成率というものの基準を設けております。エアコンにつきましては、2027年度で100%以上の商品というような形で設定をしているところがございます。

どうしても買換えということで、古いエアコンにつきましては、やはり消費電力が高かったりするというので、どうしても電力量、電気代が高騰するというところもございますので、いずれ省エネ家電に買い換えていただきまして、買換えする部分に関しましては負担となるところではございますけれども、そういった電気料の削減とか、そういったところにつなげていきたいというようなところもございますので、こういった形での設定をさせていただいているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

パーセントの部分では、回答が分かりませんが、岩手県内でのエアコンの助成を山田町と宮古市がやっています。

山田町は、令和4年度から令和6年度まで、町内事業者からのエアコンの購入と設置をする町民に対し、その購入と設置にかかる費用の30%、上限5万円を補助しております。持家にお住まいの方のほか、アパート、賃貸住宅等にお住まいの方も対象としています。この機会にエアコン設置を検討してはどうでしょうかとありました。

宮古市では、近年の地球温暖化等による気温上昇で熱中症などの健康被害が生じているため、特にも熱中症リスクの高い3つの要件に該当する世帯へエアコン新規設置費用を助成しますということで、対象世帯が、令和6年4月1日以降に市内の自らが居住する住宅にエアコンを設置する次の要件のいずれかに該当する宮古市に住民登録のある世帯として、1番目に高齢者世帯、65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯。2場目に障がい者世帯、世帯員に障がい者がいる世

帯。3番目に子育て世帯、ゼロ歳から小学生までの子供がいる世帯。この3つの要件で助成をしているみたいです。対象経費は2分の1で、上限が5万円となっております。宮古市では、助成もしますが、買換えもやっているみたいです。

このような事例がありました。

平泉町で今年の夏も熱中症で救急搬送されました。熱中症による救急搬送における発生、さっきも言いましたが、発生場所の7割が屋内となっていて、今や猛暑も災害だと言われるようになってきております。かつては、エアコンなどぜいたく品だったかもしれませんが、今では、健康で文化的な最低限度の生活を送るには必需品だと思います。経済的な事情であれば、予防に勝るものはありません。例えば、熱中症で救急搬送され、宿泊を伴う入院に至った場合、その費用は大体5万から9万円と言われております。2泊3日の入院になってしまった場合は、ケースによっては10万円以上かかるということです。また、高血圧や糖尿病などの慢性疾患を抱えている人も、普通の人以上に熱中症になりやすいと言われております。

かつてと異なり、エアコンというのは、今や命の維持に関わる機器になっていると思います。しかし、これから秋口に入り涼しくなっていくにつれ、熱中症の話題も下火になってくると思いますが、また暑い夏は来年もやってきます。ぜひとも来夏に向けて、高齢者世帯へのエアコン補助助成を検討する考えはないかもう一度伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

議員のおっしゃるとおり、高齢者世帯へのエアコン設置費用を助成している自治体があることは承知しているところでございます。

現状につきましては、独り暮らし高齢者世帯への啓蒙活動を続けて、熱中症予防に努めるというところで、エアコン設置の費用助成については、現状では予定をしてございませんが、県や近隣自治体の動向を注視しながら、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

次に、クーリングシェルターについて伺います。

指定暑熱避難施設、これをクーリングシェルターというみたいですが、今年4月に全面施行された改正気候変動適応法に基づいて、熱中症による健康被害を防ぐために、冷房設備を有する施設を、誰もが暑さをしのげる施設として市町村が指定するものであります。熱中症警戒アラートが発出されたときに、暑さを避けるための避難所として一般へ開放するものです。

一般的に冷房設備を有する地域の公民館や図書館、スーパーなどをクーリングシェルターに指定する動きが全国で進んでいます。外が暑くても、仕事や買物、通院など、どうしても外出しなくてはならないとき、暑さをしのぐ休憩場となっております。

環境省は、4月から運用が始まった熱中症特別警戒アラートの発表時に、避難場所としてシェ

ルターを開放するよう求めています。8月14日時点で、全国1,741市区町村のうち、4割に当たる757市区町村が1万1,000超の施設をシェルターに指定しております。

そこで、平泉町も7月29日から、長めに取っていただいて10月23日までの間、クーリングシェルターを行うということでホームページにありました。

受入れ場所は、平泉町役場1階の町民ホール、8時半から17時15分まで。これ、平日のみです。受入れ可能人数が10人。また、平泉文化遺産センターのエントランス、これは9時から5時、受入れ可能人数が4人。平泉郵便局は、9時から4時、平日のみで、受入れ可能人数が6人。長島郵便局が、9時から16時、平日のみで、受入れ可能人数が3人。そして平泉町学習交流施設エピカでは、9時から17時、受入れ可能人数が12人とホームページにございましたが、まず、この町民に対しての周知はしたのか。また、どのようにしたのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

涼みどころクーリングシェルターの設置の周知方法というところでございましたけれども、まず、ホームページのほうに掲載させていただいたというところでございましたし、あと、町公式LINEでもお知らせをしたというところ。それから、地元の新聞のほうで報道させていただいたというところでございます。改めて今後、こういったところの周知を図っていきたくというのがありますので、民生委員さんとか、または集まりのあるところに関しまして、今年から始まった取り組みでございますので、こういった取り組みをしているというところを、再度周知を図ってまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

公共施設等は設置していただきましたが、ショッピングセンターとか商業施設ではまだのようですが、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

実際、設置に向けまして協議をした事業所さんもあるのですが、難しいというご返答いただいたところもございます。

ただ、引き続きホームページ等でこのクーリングシェルターの設置の拡大に向けて募集をお願いしているというところもございますので、引き続き、こういったホームページでの周知、またはこちらからの声かけ等をしながら、こういった設置箇所の拡大、それに向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

どうしても公共施設になりますと、平日のみが多いです。土日の利用をするところがないという問題もあると思います。そしてまた、人数が限られておりますので、人数以上になった場合はどうするのか伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

受入れ人数ということでお示ししているというところがございますので、こういった人数の中で、またそれぞれの施設の中でうまくスペースを活用していただくような形で、極力来ていただいた方に涼んでいただけるような形で対応をお願いしているところがございます。また、熱中症警戒アラートが発生しなくても、そういった場所の提供ということで各施設をお願いしてございましたので、引き続き、こういった施設の活用というところをお願いしていきたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今年の夏も本当に酷暑で、しかし、その中でやはり帰省客とか旅行客とか、また、インバウンドのたくさんのお見えになりました。

この世界遺産の平泉のまちに来ていただき、観光客の方々に対してのこのクーリングシェルターは、設置の状況というか、今後どうするのか伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

観光客向けということでございましたけれども、初年度につきましては町民向けというところで、クーリングシェルターの設置というようなところを取組んでいるというところがございますし、引き続き、観光客といったところでの対応というところで、観光施設、それぞれの施設等の協議を踏まえながら、そういった暑さ対策というのですか、クーリングシェルターに限らずであると思いますけれども、そういった対応を検討してまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今年から始まったクーリングシェルターですが、今までの実績はありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

当課でも確認を取ってはいるのですけれども、実際、このクーリングシェルターとして訪れて

休んでいる方かどうかというところまでは、正直把握できないところではございます。引き続き、各施設におきまして、涼みどころとして休む場所の提供をお願いしておりましたので、また今年度終わったところで確認をした上で、また次年度の取り組みに生かしていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

次に、冷水機について伺います。

今まで、PTAの方とか保護者の方からのウォーターサーバーなどの冷水機の設置などの要望はなかったのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各学校の保護者からの冷水機に対する要望というようなところですが、先ほど教育長も答弁したとおり、水分補給につきましては、水道水、あとは水筒の持参というようなところで、これまで対応してきたというようなところではございまして、特に保護者から、そういった冷水機の設置についての要望につきましては、教育委員会では伺ってはいません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、休日や夜間には、地域住民のスポーツ活動の場として利用されております。また、保護者や子供たちからも冷水機を設置してもらいたいとの声もありました。

冷水機を設置することで、小まめな水分補給がしやすくなり、子供や利用者への熱中症予防に効果があると考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

冷水機を設置に関する今後の見解というようなところではございますが、冷水機の導入につきましては、まず、1台当たり十数万から数十万円といったところで、設置費用もかかってくるというような状況でございます。また、設置後の定期的なメンテナンスというようなところで、そちらのほうにも、まず費用がかかってくるというような状況でございます。

それで、近隣市町村等の状況を確認いたしますと、まだ近隣市町村におきましても導入には至っていないというような状況でもございますので、全国的な導入条件につきまして、今後は調査を進めてまいりたいと思っております。まずは、今、水道水による水分補給を実施しているというところと水筒の持参を徹底するというようなところで、今の段階では、冷水機に頼らずとも、まず水

分補給は可能ではないかと考えてございますので、今後の全国的な状況を調査してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

環境省の熱中症環境保健マニュアルには、冷たい飲料は5度から15度を準備しましょうと書かれております。冷えた水は、深部体温を下げる効果と胃にとどまる時間が短く水を吸収する小腸に速やかに移動するとの理由も記載されております。ある大学教授の研究結果として、5度から15度の冷水が理想であると述べられております。

国内で製造されている冷水機の水温は、5度から12度に設定されております。水分補給のときには、冷たい水を取れるようにしてあげたいと思います。

そして、設置されているところ、されていないところがありますが、平泉町の公共施設としてはエピカのみです。

熱中症対策として冷たい水を取ることを、今後、町として冷水機の設置をどう考えていくか、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のご質問につきましては、町長の答弁にございましたけれども、冷水機があるということについては、先ほど来お話があるように、熱中症予防には有効であるということは間違いはございません。学校の児童生徒が水筒を持参しているというお話もありましたけれども、あくまでもクーリングシェルターとしてご利用いただく際に、水筒とかマイボトルを持ってきていただくような呼びかけも必要なのではないかというふうに考えています。それは、経費節減だけではなくて、やはり地球温暖化ですから、SDGsの取り組みといったことも、町民の方にご協力いただくということも必要かというふうに思います。

いずれ、最終的には、クーリングシェルターとしての利用状況等を見ながら、必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

最後に、学校体育館へのエアコン設置に関する質問を行います。

すごい夏暑かったですけれども、夏場の体育や部活動は、どのように行っておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

夏場の体育や部活動につきましては、当町で学校熱中症対策ガイドラインというものを昨年度策定いたしましたので、それに基づき、熱中症の特別警戒アラートであったり、暑さ指数の危険レベル等を確認しながらということで、状況によりましては、運動等の制限をかけているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今までに学校体育館へのエアコン設置などの要望はなかったのでしょうか。私、いつも言われるのですが、PTAの保護者さんとか地域住民の方からはないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

確かに学校体育館に対してのエアコン設置というようなところでの要望等は伺っているというような状況ではございます。ただし、やはり体育館へのエアコン設置につきましては、費用的にやはり約4,000万から5,000万円程度かかってくるというようなところもございますので、そちらのほうを、今後も財政状況等を考慮しながら検討していく必要はあるかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

体育館は、猛暑のため屋外で運動ができない場合の体育の授業や部活動、そして各種行事、さらには災害時の避難する場として使用される場合もあり、小中学校の体育館は2.6%と、ほとんどエアコン設置をしていない状況があります。

真夏の暑い日に災害が発生し、避難所として指定されている小中学校の体育館に避難した場合、気温35度を想定すると、一体体育館の中は何度になってしまうのでしょうか。熱中症による二次災害の発生するリスクは想像に難しくありません。平常時、非常時に活用できるエアコンの設置を推進するべきであると思います。

そして、費用が一番の問題であると思います。

まず1つは、文科省において、公立学校施設の空調設備の今後についてを公表して、自治体に対して、避難所の役割も担う体育館の空調設備及び断熱性確保を進めるよう要請するとともに、学校施設環境改善交付金のエアコン設置に要する経費の補助に係る補助率を、3分の1から2分の1に上げました。自治体での検討を進めるように促しておりますが、この件はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

空調設備に関する国の交付金といいますか、補助金に関しましては、確かに補助率が3分の1から、令和5年から令和7年度までは2分の1にするといったようなところで、承知はしているというようなどころではございます。

ただ、先ほど答弁したとおり、やはり一番は費用的なところもあるというようなどころもございますので、整備する際には、こちらの補助金を活用しながらというようなどころになるかとは思いますが、体育館の現状であったり、教育環境、地域防災の観点等、様々な角度からやはり検討していかなければならないと考えておりますので、今後、総合的な角度から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

最後です。

この秋も、本当に高温傾向が続いております。気象庁は、8月20日に、秋、9月から11月の3か月予報を発表しました。平均気温は、全国的に平年より高いです。降水量も、台風云々もありました。8月は、本当に酷暑と台風に見舞われ、平泉町でも、いつ災害が起きてもおかしくない状況となっております。

この機会に、ぜひ、学校体育館にエアコン設置の検討を強く要望したいと思います。

これで質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告2番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告番号2番、氷室裕史です。

前回の一般質問と同様にまた傍聴席が寂しくなってしまいましたが、しっかりやっていきたいと思っております。

今回の一般質問は、平泉町空家等対策計画についてと部活動の地域移行についての2題です。

空き家問題は、当町のみならず全国的にも課題となっており、今年の4月末にはその数は900万を超えたとのデータもあります。今後もその数は、増加の一途をたどると言われております。

そのような状況下において、当町の空家等対策計画について、何点か伺ってまいります。

1点目は、当町の空き家及び特定空家の現状とその諸課題について伺います。

2点目は、空き家の適切な管理の促進を今後どのような形で図っていくのか伺います。

3点目は、空き家バンクの登録者数の伸び悩みの要因はどこにあるのか伺います。

4点目は、空き家等の活用を支援する補助事業は様々ありますが、各補助事業の利用実績と今後のニーズに沿った新規補助事業等の考えがあるのか伺います。

5点目は、現状の空き家が数年後に特定空家化することを避けるためには、行政と地域の協力も不可欠であると考えます。今後具体的にどのように空き家対策に取り組んでいくのか伺います。

2題目の部活動の地域移行について。

こちら、全国的に課題が山積し、紙面を騒がせることが多い問題です。

当町では、令和7年度を目標に地域移行化を進めている状況ですが、こちらについても何点か伺ってまいります。

1点目は、他の自治体では部活動の完全地域移行化が進みつつあるが、当町の現状と今後の実現可能性を伺います。

2点目は、部活動の地域移行化により、教師が授業とは違う生徒の側面を見る機会を失うことは学校教育の観点からも大きな損失と考えるが、見解を伺います。

3点目は、部活動の地域移行に伴い、各家庭の負担をどのように捉えているのか伺います。

4点目は、地域移行後の指導者不足も今後の課題として懸念されますが、対応策を伺いたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

平泉町空家等対策計画についてのご質問がありました。

初めに、本町の空き家及び特定空家の現状と諸課題についてですが、町では、令和3年度の各行政区からの情報提供を基に、令和4年度に既存の空き家等候補と合わせて211戸の実態調査を実施し、調査時点で居住ありと判断された24戸、既に解体されていた17戸を除く170戸を空き家等と判断したところであります。

また、特定空家については、1戸確認したところでありますが、令和4年度に空家等対策措置法に基づき、行政代執行による取り壊しを行ったことから、現在はございません。

空き家等の諸課題については、適切な管理が行われていない空き家等が放置されることによる倒壊の危険により防災、防犯上の不安が高まること、敷地に雑草が生え動物や害虫のすみかにな

って隣近所に被害をもたらすことや、空き家等の敷地内にごみが不法投棄されることなどが懸念されます。

また、管理不全のまま放置されている空き家等は、敷地内の草木の繁茂などにより良好な景観を阻害するおそれ等が考えられます。

次に、空き家の適切な管理の促進についてであります。空き家の適正な管理は第一義的には、所有者が自らの責任において行うことが原則であります。引き続き空き家等の管理責任や適正管理の必要性、相続などに関する情報を広報紙及びホームページなどによる情報掲載などを通じ所有者への啓発に努めてまいります。

また、県や関係団体等と連携した相談体制の構築に努め、空き家等となった場合のリスクやその備えについて意識を持っていただく機会を増やすため、専門家と連携した講習会や相談会の開催について検討してまいります。

次に、空き家バンクの登録者数についてであります。本町の空き家・空き地バンク制度につきましては、平成31年4月から運用しており、令和3年度までの登録件数は5件と伸び悩んでおりましたが、令和4年度から空き家・空き地バンク制度を周知するチラシを固定資産税納税通知書へ同封し、空き家所有者に対して直接周知したことにより、令和5年度には4件の登録があり、今年度においても登録に向けた相談が増えているところであります。

このことを踏まえすと、伸び悩んでいた要因は、空き家所有者へ直接届く周知が不足していたものと考えておりますので、今後も引き続き空き家所有者に直接届く周知に努めるとともに、地域おこし協力隊による相談活動などを通じて登録件数の増加につなげていきたいと考えております。

次に、空き家等の活用を支援する各補助事業の利用実績についてであります。令和5年度は、木造住宅耐震改修工事助成事業及び店舗リフォーム促進支援事業が各1件の実績がありましたが、空き店舗対策事業及び若者・移住者空き家住まい支援事業については、実績がありませんでした。

今後のニーズに沿った新規補助事業等の考えについてですが、第2期平泉町空家等対策計画策定の際のアンケート調査で、解体、修繕及び家財処分費用の助成が求められていることから、今後の補助の在り方について検討してまいります。

次に、今後の具体的な空き家対策の取り組みについてであります。特定空家化を避けるためには、その前の段階から空き家の所有者に適切な管理を促進し、有効活用につなげる必要があると考えております。

空き家は個人資産であり、地域はもちろん行政の手助けは資産価値の向上や他者との不公平感が生じたり、空き家所有者関係者の責任放棄につながる懸念があることから、実施には慎重な対応が必要であります。今後、広報やホームページを通じ空き家管理の周知等を広く行いながら行政や民間、地域が一体となった管理や有効活用等について検討してまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えします。

部活動の地域移行について、当町の現状と今後の実現可能性についてのご質問がありました。

当町におきましても、少子化の進展や教職員の働き方改革といった社会情勢の変化を踏まえ、部活動の在り方について、これまで以上に検討を進める必要があるものと認識しております。

部活動の地域移行を進める上で、指導者の確保、部活動場所の確保、安全対策など、生徒や保護者への周知と理解を深めることは重要であり、保護者、学校と連携し様々な角度から検討を進めていく必要があります。

これまでの対応といたしましては、中学校及び町スポーツ協会と部活動の現状を把握し、地域移行に向けた課題等について確認し、他自治体の地域移行の事例等について調査を行い、意見交換を行っております。

今後の方針といたしましては、指導者、学校、各スポーツ協会など様々な立場の方々にある部活動の地域移行に関し、実情に合わせて段階的に進めることができるよう検討してまいります。

そこで、第1に、生徒に望ましい部活動環境を構築する観点に立ち、休日の部活動について外部指導者を確保していくことを中心に、協議を進めてまいります。

次に、教師が授業とは違う生徒の側面を見る機会を失うことは、学校教育の視点からも大きな損失と考えるが、見解を伺うとのご質問がありました。

部活動は、単に技能の向上だけを目指すものではなく、共通の目標に向かって努力する過程を通して、教師と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教師にとっても生徒をより理解するための重要な機会であるものと認識しております。

一方で、部活動が全て移行されると教師がこれらの側面に直接観察する機会が減少する可能性があります。当町においては、部活動の地域移行を推進しつつも、学校部活動の外部指導者と、学校とが密接に連携し、生徒一人一人のよさを情報共有し、伸ばしていくことができる望ましい部活動の環境を整えてまいります。

次に、部活動の地域移行に伴い、各家庭の負担をどう捉えているかのご質問がありました。

部活動における保護者の負担については、現在においても送迎や用具の準備、大会への付添いなど多岐にわたっているものと認識しております。

当町におきましては、これまで、中学校総合体育大会等派遣事業費補助金により保護者の経費の負担軽減に取り組んでまいりましたが、今後、さらなる支援策の検討も必要なものと認識しております。

今後、部活動の地域移行における各家庭の将来的な負担については、どのようなものがどれほど負担になっているのかといった他自治体における具体的な事例とその対応策について調査してまいります。

次に、地域移行後の指導者不足も今後の課題として懸念されるが対応策についてのご質問がありました。

部活動の地域移行を進めていく中で、専門的な知識や経験を持つ指導者の確保は、指導者登録

制度などによる地域住民の方々や経験者を活用し、指導者としての役割を担ってもらい取り組みなど、地域全体で部活動を支える体制整備について、町スポーツ協会をはじめとした様々な団体と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、何点か伺ってまいります。

まず、平泉町空き家等対策計画について、空き家の適切な管理の促進について、関係団体などと連携した相談体制の構築に努めるとありました。

現在、空き家対策に関連した地域おこし協力隊の方が1人着任されていると思います。その方の活動内容やこれからの活動方針等把握していただきましたらお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

地域おこし協力隊との連携などは考えていないのかということでございますけれども、地域おこし協力隊の隊員により、今年の7月末から空き家の相談受付フォームの提案をいただき、空き家の相談窓口として町のホームページを開設いたしました。

今のところ問合せはございませんが、今後、相談者の有効活用につながる一歩と考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

次に、伸び悩みの件について。

こちら、まちづくり推進課になりますかね、固定資産納税通知書に空き家バンクのチラシを同封しているとありましたが、結局、固定資産納税通知書を見るのは所有者だったり登記されている個人、法人だけであって、なかなか家族や将来的に相続対象者となる方、通知書はもちろん、チラシを目にする機会というのがないと思われまます。

実際、当町で空き家バンクを知っている方というのは、先ほどの平泉町空き家等対策計画第2期のもの、こちらによりますと37%という数字も出ております。そういった中で、より多くの人が目にするためにも、フェイスブックだったり、あるいは新設された町の公式LINE等を活用した周知の考え、そういったものはないのか伺いたしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

空き家所有者の方等、まだ相続をされていない場合には納税義務者の方にお送りをしている納税通知書にまずは同封をさせていただいて、直接所有者の方あるいは納税義務者の方にはお知らせをするという状況をつくってから増加をしているという傾向にはございます。

ただ、登録につながるまでの間に、やはり相続の問題が一番大きいのですが、相続登記の問題であったり、具体には申し上げませんが、様々な課題が当事者の方にはあるというのを分かっておりますので、そのために先ほど建設水道課長が申し上げましたとおり、こういったところにごの方については課題があるのか、そして、どこで悩んでいるのかという、まずは相談体制をしっかりとしようということで今、始まったところでございます。

今後でございますが、個別の相談会等もやはり直接その所有者あるいは相続まだの方については納税義務者の方になりますが、直接お届けする形で、場合によっては個別の相談会、町内にいない方も多いので、例えば東京で相談会を開催するのはどうかというふうな検討もしておりますが、そういったもので直接相談をする体制をつくりたいということと、それから、先ほどご指摘がありました今後空き家になるのではないかという不安を抱えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういった方々につきましては、町内の協力事業者の方々と例えば行政書士さん、場合によっては弁護士さん、司法書士さんといった方々と連携を取った今後の空き家についての困り事というか悩み事相談、そういったものを町内でも開催できるようなことをしながら、様々まずは悩みの解決、課題の解決をして、登録につなげていくということで検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

先ほど言いました公式LINE等の活用とかその辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

失礼いたしました。

公式LINEでは、先ほどの相談窓口フォームについては、一度送付をさせていただいておりますので、まずは相談から、先ほど申し上げましたとおり様々な課題を解決し登録につなげるということでございますけれども、空き家バンク自体の制度の周知はまだ送っておりませんので、それも併せて送っていくように検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

平泉町の様々な対策等を打っていますが、やはり、全体的に何を見ても周知が著しく弱いなところを私、思いますので、今後そこら辺の周知のところ改善していただけたらと思っております。

もう一つ関連しまして、先ほど答弁の中に令和5年度は4件の登録があったとありました。これまで売買や賃借が成約というか成立した例から、どういった物件が売買されている傾向があるのでしょうか。例えば、庭つき平屋が人気だったりするのか、あるいは水回りがしっかり整備しているとか、中心部からアクセスがいいとか、特徴がありましたら伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

制度は空き家・空き地バンクということになっておりまして、空き家についてはこれまで9件の登録がございました。

9件中7件については売却済み、1件は協議中ということになっておりまして、現在、交渉ができる物件は1件となっております。これを見ますと、全体的な感覚で申し上げさせてもらって大変申し訳ございませんが、やはり金額が最初に来るのかなというふうに思っておりました。

それで、なかなか売却につながらなかった物件も昨年度値下げをしていただきまして売却につながったということもございます。

地域的な要件について、私はないのではないかなというふうに思っておりまして、というのも始まった当初1、2、3件登録は長島地区だったのですが、長島物件は全てすぐ売れたということがございますので、特に駅前周辺でなければならぬかなというふうなことはないのではないかなというふうに思っております。

地域おこし協力隊もその辺も、そういう視点も持っておりまして、やはり都会の方々からすると、長島側から見る景色が非常に素晴らしいというふうなことで、今後の空き家の売り込みについては、そういったものも含めて周知をしながら素晴らしい場所にある家を取得していただくような、そういうPRもしていきたいというふうに聞いておりますので、ぜひそういうような格好ですすめていきたいというふうに思っています。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

今、申し上げていただいたとおり、今後特にこういう物件が探していますとか、買っていく層のニーズ、こういうのがありますとかそういうのももちろんチラシの中に作成して周知を進めていければと思っております。

次に、解体、修繕及び家財処分費用の助成について、今後の補助の在り方について検討することでしたが、ほかの市町村の補助の状況、実績等がありましたら、分かる範囲でお知らせをお願いします。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

ほかの市町村の補助の状況についてですけれども、空き家の解体の補助を実施している県内の

市町村についてですけれども、7市町、滝沢市、花巻市、北上市、奥州市、宮古市、釜石市、金ケ崎町で補助を実施しております。

補助率につきましては、解体撤去費用の3分の1から5分の4まで、補助上限額につきましては40万円から100万円までとなっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

解体のほうは今、お答えいただきましたけれども、家財処分費用の助成というのはありますか。伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

家財処分につきましては、8市町村で行っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私の周りでもよく空き家バンク登録したいという方も結構いるんですけれども、登録への障害の一つとして、空き家の家財の処分が本当にどうにもならないということで、特にお年を召した方ですと1人で処分できないとか、そういった話もよく聞きますけれども、結局そういうことで登録に二の足を踏んでいる方が少なくないと思っております。

この補助というのは、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思っております。

次に移ります。

次に、部活動の地域移行についてであります。

まず、根幹の部分を伺います。

今後の実現可能性という部分で、これまで部活動の地域移行、令和7年度を目標にしてきたと思いますが、地域移行には団体の構築から外部指導者の確保、練習場所、時間の確保など様々な段階があると思いますが、令和7年度までにどの程度の移行が見込まれるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

部活動の地域移行に係る今後の進め方というようなところではございますが、現在、中学校と、スポーツ協会さんで、部活動に向けた課題等を洗い出しているというようなところがございます。

それで、地域移行に向けまして、教育委員会といたしましてもある程度町としての方針が必要ではないかという認識でございますので、その辺はできるだけ早い段階で策定に向け、それを基

に保護者等と意見交換をしながら今後地域部活動に向けて進めてまいりたいと考えてございます。
以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

昨年度だったと思いますけれども、令和7年度までに移行するという話が出てしまったというのが適切かは分かりませんが出ていますので、ここは迅速に取り組んでいただければと思います。

次に、各家庭の負担に対するというもの、答弁の中で「中学校総合体育大会等派遣事業費補助金」という言葉が出てきました。こういった大会にどの程度のこういった補助が出されているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

補助金の内容につきましては、毎年度、平泉中学校におかれます部活動の県大会等の旅費等につきまして補助金というような形でお支払いしているというような状況でございます。

予算規模的には36万円ぐらいだったかと思いますが、そちらの予算の範囲内でこれまで支出してきたというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、保護者負担について、今後のさらなる支援策の検討も必要とありました。

私は、特に送迎面の支援というのが非常に重要であると考えております。

教育委員会にも、先日の8月21日6時から平泉中学校の会議室でありました、平泉中学校文化スポーツ活動育成会連絡会で協議された内容、その中で交換された意見というのが上がっていると思います。

これまで、中学校の部活を例に挙げますと、基本的に学校内で完結した活動が、地域移行によって町内で活動、指導できる体制が調わなかった場合、必然的に近隣市町村に活動拠点を移すこととなります。その送迎に関して具体的にどのような支援というのを考えているのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

合同チーム等による、他市町村での練習の移動方法の支援策というようなところかと思いますが、確かに、一関市の学校で合同練習というような形で、今現在は保護者に練習会場まで送迎し

ていただいているというようなところで、保護者にとっても非常に大きな負担となっているところでは認識してございます。

この負担に関しまして、中学校等といろいろと意見交換したところではございますが、具体的な解決策というようなところまで至っていません。スクールバスを出したりとかいうようなお話もいろいろ出たところではございますが、そのような対応も難しいのではないかとというような状況でございます。

この送迎に係る負担につきましては、今後も学校と検討しながら、全国的な事例等を調査しつつ、平泉町としてどのような負担軽減策と申しますか支援策があるかというようなところを今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

部活動の地域移行によって送迎の負担もそうですけれども、送迎をするために保護者の中には仕事を少し早退して子供のために送迎しているというそういう話も聞いております。

そういったところ、その支援は難しいかもしれませんが、せめて送迎のガソリン代というのなかなか厳しいかもしれませんが、今、スクールバスという意見が出ました。そういったことをぜひ子供たちのためにも考えていただけたらと思っております。

もう一点、保護者負担の観点から伺います。部活動の地域移行という、どうしても運動部のほうがクローズアップされがちですけれども、文化部も今後例外なく移行するものと考えられますが、例えば吹奏楽部のような高価な楽器が必要なところというのは、当該団体や保護者の負担になるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

吹奏楽部の負担というようなことで、費用的な面の負担ですかね。楽器等につきましては、中学校、小学校もですが、隔年で町が学校の希望を伺いながら楽器の準備しているという状況でございますので、そういった形で今後も引き続き継続してまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

地域移行後もその楽器は使えるという認識でよろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

楽器につきましては、かなり高額になるというようなところでもございますし、なかなか個人

で購入するというのは難しいというようなところもございますので、そちらにつきましては、学校の備品を貸出しするというような形で今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

吹奏楽部とかも楽器の負担もそうですけれども、練習場所の確保とかも地域移行になると指導者もそうですけれども、難しいのかなと思いますので、これも迅速に取り組んでいただければと思います。

次に、2つ目の質問に対する答弁の中で、外部指導者と学校が密接に連携して生徒一人一人のよさを情報共有し伸ばしていくことができる環境を整えることが必要であると答弁がありました。

実際これは、どういった形で情報共有を考えているのか伺いたいと思います。例えば、外部指導者と学校側が定期的に面談して生徒一人の様子を報告するとか、あるいは書面で報告するとかそういった形を取っていくのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

学校部活動の外部指導者というところでお話ししたいと思います。

外部指導者というと、本当によそから連れてきて全く知らない人がということではなくて、今現在、中学校の例えば運動部ではいろんなコーチをはじめ、たくさんの外部の方々にお世話になっております。氷室議員をはじめ、いろんなの方々にお世話になっていて、町としてあるいは父母会としても学校としても、できれば今、コーチをやられている方がそのまま外部指導者としてなっていたきたいというのが一番でございます。それは、子供のことをよく知っていますし、いつも学校と連携を取っていらっしゃる方々であるからです。学校も非常に強い信頼を寄せています。

ただ、仕事もございますので、全てその人にお願いするというわけにはいきませんが、いずれ地域でいつも関わっている方をお願いをするということで、日常的に学校との連絡調整はいろんな場所で口頭でもできていますし、大会を通じて練習を通じて子供たちのよさをしっかりと担任に伝えていることというふうに学校のほうからも聞いております。

今後、例えば外部指導者制度が始まった場合は、それにプラスして例えば日誌をつけるとか、必ずそれを学校のほうに見てもらおう、顧問に見てもらおうとかということは、必ずやっていかなければいけないことだろうというふうに思いますが、町としては、やはり子供たちをよく知っている方々の中から外部指導者を決めていきたいなという思いが強がございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

すばらしい答弁がありまして、厳しく言えなくなってしまいました。

最後に、今の部活動が大体およそ5時に終わります。多くのいわゆるスポ少は6時ぐらいから始まると認識しております。その間のおよそ1時間、来年度から部活動の地域移行によって、学校内に待機することができなくなるという話が出てきております。保護者会の中でもすごい問題になっておりまして、一度帰宅するとかなると、それこそ保護者負担がかなり増すと考えられます。どのように今後対策を練っていくのか、見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

午後5時から1時間程度の保護者会練習までの生徒の待機場所というふうなところでございますが、中学校のほうから、やはり令和7年度から部活動終了後完全下校というような形で、どうしても保護者会練習が6時頃から始まるというふうなところで、その1時間をどうするのだというふうなところで、これまで学校等々いろいろと意見交換をしてきたというふうなところでございます。

それで、現在のところ、案といいますかいろいろ協議の中で、スポーツ協会さんが受皿となつてその1時間を、その時間までウォーミングアップといいますかそのような形でする、保護者会練習始まるまでの待機する生徒をそのような形で見守りといいますかするというふうな話も今、いろいろ出てきておりますので、そこら辺をベースに今後学校、あとは、スポーツ協会さん等と今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この問題、実は結構ややこしいというか、この前の保護者会のところで話が出たのは、1時間の間エピカに行ったらどうだという話も出まして、そうすると、中学校からエピカまで大体片道10分として往復20分で、冬になって雪道になると往復だけで30分かかってしまいます。その間に例えば何か事故が起きたりしたら、誰がどういう責任を取るのだという話もありました。スポーツ協会で1時間何かしらの形でケアをしてもらえるというのはもちろんいい話ですけれども、この1時間を学校施設が使えないという仮定で考えた場合、どこでどのように時間を使うのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

教育委員会としましては、その待機時間につきましては一応平泉中学校の体育館で今、検討しているというふうなところでございます。その時間につきましては、今現在、その利用団体等も

あまり入っていないというようなところがございますし、そこら辺は今後優先的にそこら辺は調整しながらということでは考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この部活動の地域移行、言葉が厳しい人に言わせると、地域移行ではなく地域丸投げだという話もあるくらい、平泉町も特に小さい町ほど進みにくいというのは私も認識しておりますが、今後ともぜひしっかりと推進して子供たち第一で進めていただければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時53分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

通告3番、千葉多嘉男です。

それでは、さきに通告しておりました平泉町高齢者福祉計画について、6項目について質問させていただきたいと思っております。

高齢者が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会を構築するために、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて人と人、人と社会がつながり、一人一人の生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会を実現することを目指し、令和6年3月に第9期平泉町高齢者福祉計画を策定をしております。

そこで、1点目でございますが、第9期平泉町高齢者福祉計画の策定に当たり、前期計画での取り組みにおける課題とその検証結果について、当計画にどのように反映させているか伺います。

2つ目でございます。

町では、第9期高齢者福祉計画において、65歳以上の高齢者人口は令和5年10月1日現在で2,843人で、高齢化率は41.1%と町民のおよそ2.5人に1人が高齢者となっており、75歳以上の後期高齢者の割合は微増で推移しております。

65歳、74歳の前期高齢者には、団塊の世代が含まれており、今後は増加率の上昇が見込まれて

います。この状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年をめどに高齢者一人一人が自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・推進が課題となっておりますが、具体的な取り組みについて伺います。

3つ目でございます。

高齢者の多様化する生活支援ニーズに対応できるよう、地域の人材や資源を活用し、地域の支え合い体制の構築を進め、生活支援コーディネーターと連携しながらサービスを担う事業主体の支援や共同体制を図ろうとしておりますが、住宅生活を支えるサービス及び生活支援の充実についての具体的な取り組みについて伺います。

4つ目でございます。

高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送るため、地域社会との関わりを維持するために生きがいを見つけて活動することが重要であることから、高齢者自ら健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに積極的に参加できるよう高齢者のニーズに合った基盤整備を進めるとともに、地域の自主的な活動においてより効果的な介護予防の取り組みができるよう支援するとしておりますが、高齢者の健康づくりやより効果的な介護予防システムの支援内容について伺います。

5つ目でございます。

高齢者が地域社会の中で生き生きと活躍できるよう就労機会やボランティア活動を始めとする社会参加を促進するとともに、生涯学習機会の充実や老人クラブ等の活動への参加など、活力にあふれた高齢化社会を目指すとしておりますが、取り組み内容について伺います。

最後、6項目めでございます。

令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことにより、当町においても認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう啓蒙活動及び高齢者の権利擁護の総合的な取組を推進するとしておりますが、取り組みについて伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えいたします。

平泉町高齢者福祉計画についてのご質問でありました。

初めに、第9期計画の策定に当たり、前期計画での課題とその検証結果を当計画にどのように反映させているかのご質問についてであります。第9期計画につきましては、老人福祉法及び介護保険法に基づき、一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画と整合性を図りながら、3年ごとに見直しを行っております。

前期計画においては、人口の高齢化を踏まえ、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と充実や高齢者生活支援サービスの充実など、6つの基本施策を掲げ、高齢者福祉の推進に努めてまいりました。

第9期計画においても、令和7年に団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者の増加が課題となることから、前期計画の基本施策を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう一関地区広域行政組合との連携を図り、地域包括ケアシステムのより一層の推進に努めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの取り組み内容についてであります。地域包括ケアシステムの深化・推進につきましては、切れ目のない在宅医療、介護サービスの提供が必要であることから、医療、介護関係者等との顔の見える関係づくりに努めるほか、在宅医療や介護に関する正しい知識の普及啓発のための町民等を対象に講演会等を開催しております。

また、安心して暮らすための環境整備として、高齢者を取り巻く課題解決のため地域ケア会議を開催するほか、地域の見守り体制構築のため地域包括支援センターや民生委員との情報共有や緊急通報システム事業、高齢者見守りネットワーク事業などを通じて民間企業との協力も得ながら、必要に応じて速やかに関係機関につながるようサービスの充実に努めております。

次に、高齢者の在宅生活を支えるサービス及び生活支援の取り組み内容についてであります。高齢者の生活支援サービスにつきましては、地域包括ケアシステムの基礎となる居住環境の確保として介護保険や高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業を活用した住宅改修のほか、介護保険施設や有料老人ホーム等の介護保険外の施設に関する情報提供など、関係機関と連携し、高齢者のニーズに応じた支援に努めております。

また、各種高齢福祉事業を実施し、在宅で介護をする家族等の経済的負担や身体的負担の軽減に努めるほか、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の生活支援ニーズの把握に努め、平時はもとより近年増加する自然災害時の備えとしても、地域における支え合いの体制づくりを推進してまいります。

次に、高齢者の健康づくりや介護予防システムの支援内容についてですが、高齢者の健康づくりと介護予防支援につきましては、運動機能や口腔機能の向上、閉じこもり予防に関する講話や通所や訪問型の短期集中予防サービスのほか、住民主体の通いの場を支える介護予防サポーターの養成などを通じ高齢者自らの健康づくりと介護予防の取り組みを支援し、地域における介護予防意識の醸成を図ることで、より効果的な介護予防の仕組みづくりの推進に引き続き努めてまいります。

また、令和6年度より岩手県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を実施しております。加齢とともに要介護状態となるリスクが高い後期高齢者の疾病予防及び重症化予防と介護予防事業に一体的に取り組むことにより、生活機能の改善を図り、健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、活力あふれた高齢化社会を目指す取り組み内容についてであります。高齢者が地域社会の中で生き生きと活躍するためには、就労機会やボランティア活動をはじめとする社会参加の場は重要であることから、地域におけるいきいき百歳体操の取り組みや単位老人クラブなどの活動を引き続き支援してまいります。

また、多種多様な事業を通じて、高齢者が心身ともに健康で日々過ごすことができるよう関係

課とも連携し、その推進に努めてまいります。

次に、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすための啓蒙活動及び高齢者の権利擁護の総合的な取り組み内容についてであります。議員ご承知のとおり、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状なども鑑み、令和5年度に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。

当町においても、小中学生や地域住民等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及に努めるほか、認知症により徘徊した高齢者を早期に発見する「徘徊高齢者SOSネットワーク事業」に取り組み、地域における支援体制づくりに努めております。

また、認知症により判断能力が低下した場合であっても、高齢者の財産や権利を守るため、一関市とともに地域連携ネットワークの中心となる一関地方成年後見センターの設置に向けた協議をしているところであります。

さらに、医療や介護関係者等との連携の下、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報や相談があった際にはコアメンバー会議を開催し、高齢者の権利擁護の総合的な取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

それでは、項目に沿いまして、順次再質問をさせていただきます。

（2）番の地域包括ケアシステムの深化・推進についてでございますが、地域包括ケアシステムの深化・推進をするためには、地域包括支援の役割が重要だと思っておりますが、地域包括支援センターの取り組みについて、どのように評価しているか見解を伺いたいと思っております。

また、地域包括の機能強化を図るべきだとも思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

地域包括支援センターの取り組みについての評価ということでございますが、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談支援の窓口として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職がチームアプローチにより多様な高齢者の課題に対し、制度横断的な支援を実施しているところでございます。その取り組みにつきましても、地域包括ケアシステムの推進に寄与しているものと考えております。

今後につきましては、地域包括支援センターの設置主体であります一関地区広域行政組合と連携しながら地域包括システムの機能強化に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、2点目でございますが、安心して暮らすための環境整備についてでございますが、民間企業の協力を得ながら地域での高齢者への見守り体制の強化を推進するとしておりますが、民間企業がどういった役割を持っているか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

民間企業の取り組みというところでございますが、高齢者の見守り体制の強化につきましては、現在、町内の新聞店、郵便局のほか配送事業者など7つの民間事業者と協定を締結しまして、独り暮らし高齢者や高齢者世帯などの見守りをお願いしております。

具体例としましては、新聞配達の際にポストに新聞がたまっていた場合には保健センターのほうに情報提供をいただき、関係機関と情報共有しながら対応に努めております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

民間企業、新聞業者や郵便局という話でございましたが、今までそういった企業、新聞店、郵便局から何か情報提供ということはありましたでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

頻繁ではございませんが、実際に新聞配達されている新聞店から、ポストに新聞がたまっているのだけれどもということでお声をいただきまして、現地を確認したという経緯はございます。その際は、お出かけになっていたというところで、特に安否に問題はなかったのですけれども、そういったところで事業所さんからも非常に協力をいただいているところです。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

その協力を得ている企業の方々と集まって、こういうことをしてほしいとかいうことなどはしておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

現在のところ、民間事業所さんを集めて情報交換というところはしておりませんでした。今後、そういったところも検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

そういったところを情報交換しておかなければ、何か本当に大事なことがあっては、事件、事故などにつながる可能性がありますので、その辺は密にやっていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目でございます。

高齢者生活支援サービスの充実についてでございますが、平泉町が有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅への受皿となっておりますが、入所待機となった場合の町の対応について伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

現在、一関地区広域行政組合で把握しております特別養護老人ホームの入所待機者については、当町においては令和5年は14名となっているところです。

特別養護老人ホームの入所待機ということで、在宅で生活している方につきましては、関係機関と情報共有しながら介護サービスや高齢福祉サービスを利用していただき、待機していただいています。

それ以外の方につきましては、有料老人ホームやグループホームに一時的に入所されている方もございますので、必要に応じて、特別養護老人ホームの空きができたときにはそちらをご紹介しますというふうな形になっております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

入所待機の方が何人かいるということでございますが、最長で入所待機の期間というのは、もし分かるのであれば、どのぐらい待っていたかというのはご存じでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

待機の期間につきましては持ち合わせている資料はございませんが、入所待機者の方で早期に必要な方がいらっしゃる場合には、必要に応じて関係機関と連絡調整しながら入所できるように支援に努めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

入所するという方は早く施設に入りたいという方がおるとお思いますので、なるべく待機の期間をなくすように、先ほどおっしゃりましたが、関係機関と連携しながら早急に対応していただきたいとお思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目でございますが、在宅で介護をしている家族等の経済的負担や身体的負担の軽減を図るよう、各種サービスの提供をしておりますが、今後そのサービスへの拡充をする考えはあるのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

在宅で介護をしている方の経済的な負担、それから、身体的な負担の軽減を図るサービスにつきましてですが、現在、平泉町では交通弱者乗車券交付事業、訪問利用サービス事業、訪問歯科健康診査事業、家族介護用品支給事業、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業を実施しております。

現状では、サービスの拡大について予定はしておりませんが、高齢者が可能な限り住み慣れた自宅において安心して暮らせるようにサービスの周知とともに関係機関と連携し、ニーズの把握にも努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

経済的負担というのはやはり大きいものですから、サービスの拡充ばかりではなくて、内容も例えば負担額を少なくするとか、交通弱者につきましても利用する回数を多くするとかということをやっただけならばと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

現在、実施している事業につきまして、改めてまた利用者の方のニーズ等の把握をしながら、サービスの充実ができるように努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次、3つ目でございますが、平泉町地域防災計画における要配慮者に対する安全確保計画に係る避難行動要支援者名簿の登録者数が現在328人おりますが、個別避難計画登録者数がその328人の中で8名というお話を聞いております。少ないと思っておりますが、大規模災害時において要援護者となり得る高齢者もその中には含まれておりますことから、早期に登録していることが急務と思いますが、その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

避難行動要支援者の関係ですけれども、名簿につきましてはそのとおりの325名というところ

でございましたし、個別避難計画の作成につきましては令和5年度末で8人というような状況でございます。

個別避難計画の作成に関しましては、昨年の8月から区長会、民生委員の定例会等でご説明を申し上げまして、その必要性につきましてご理解をいただいているというところでございますが、初年度8件というところで少ない状況でございますので、引き続き区長会、民生委員さん、地域の協力を得ながらこの作成数につきましては伸ばしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

その名簿をせっかくつくっておるようですが、その名簿の提供については、区長さんとか民生委員さんだけでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

避難行動要支援者名簿の提供の関係ですけれども、区長さんと民生委員さん、社協さん、平泉分署、平泉駐在所ということで、同意を得た方につきましてはそれぞれの団体機関のほうへ提供を行ってございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

地域の中で自主防災組織というのがございますが、その自主防災組織に名簿を提供するという考えは今のところございませんか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

地域の自主防災組織への提供というところも検討したところでございましたが、令和5年度につきましては区長さんと民生委員さんに提供を行いまして、その地域の中で個別避難計画の作成とかそういったところでの活用をお願いしているというような状況でございました。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

支援が必要な方、プライバシーの件もあると思いますが、ある程度多くの方に支援を必要とする方々を把握していただくためにも、自主防災組織のほうにも提供が欲しいのではないかと思いますので、ご検討のほどよろしく申し上げます。

（「自主防災は任意組織だ、反対。」の声あり）

2 番（千葉多嘉男君）

そういう話もあるようですが、検討を願いたいと思います。

次の再質問に行きます。いきいき百歳体操を継続して実施したことにより高齢者の健康、介護予防につながっていると言えると思いますが、今後、全行政区において実施いただくよう働きかけをいただきたいと思いますが、見解をお願いします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

百歳体操につきましてですが、現在、18の行政区で取り組んでおります。高齢者の健康づくり、それから、介護予防のほか地域の見守りにもつながっているものと考えております。

引き続き全ての地区で取り組んでいただけるよう、生活支援コーディネーターや関係機関と連携してまいりたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

21行政区のうち18行政区ということございまして、やはりいきいき百歳体操に出席している方にお話を聞くと、いろんな方とお話しできて、精神的にも健康になっていくというような気持ちが出てくるということがありますので、ぜひあと3行政区、もともとやっていたのをやめたのか。それとも、最初からやっていないのかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

まだ取り組んでいない地区につきましては、今までも説明にお伺いした地区もありますけれども、まず、いろいろな地区の様々な事情がありまして、まだ取り組みは難しいというふうなお話でした。

週1回体操に取り組むというのが条件でありますので、そうしたところでお世話人さんの方がいるかどうかということも課題になっているのかなと思っております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

週1回のところもありますし、行政区によっては頻度が多いところと少ないところとあると思いますが、多い少ないは、それはその行政区ごとの判断だと思いますが、均一にやってもらったほうが良いと思うのですが、その辺の見解はどうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

目標は全地区で体操に取り組んで介護予防と高齢者の方の健康づくりに取り組むというところが目標ではございますが、各行政区の方とも相談しながら、また引き続き生活支援コーディネーターを中心に取り組みが広がるように努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

令和6年度より事業実施される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進について、具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、今年度からの事業となっております。75歳以上という医療や介護の必要性が高まる後期高齢者の方を対象といたしまして、疾病の重症化予防と、介護予防に一体的に取り組むというものでございます。

今年度は、後期高齢者健康診査、いきいき百歳体操など、地域の通いの場を通じまして、高血圧と心身ともに虚弱になるフレイル予防などに重点を置きまして、健康教育、健康相談を実施しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

高齢者生きがいつくりと社会参加活動の推進について、再質問させていただきます。

先ほど、老人クラブの団体数が減少しているとお聞きしていますが、そのことについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

町内の老人クラブに対する支援というところでございますが、町内の単位老人クラブは今年度14クラブとなっております。会員数は495人で、減少傾向にあるところでございます。

老人クラブの団体数、会員数の減少につきましては、高齢になっても就労される方も年々増えておりますことと、また、趣味活動など個々のニーズも多様化しているのではないかなと考えております。

老人クラブの活動につきましては、高齢者の生きがいつくりと健康づくりという点からも引き続き活動を支援してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

老人クラブ入会条件として、たしか60歳以上だと思います。私も老人クラブ入っておりますが、そういった方々が老人クラブ入ってもらえればもう少し増えてくると思うのですけれども、その辺についてはどうにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

老人クラブの加入につきましては、それぞれの老人クラブの団体ごとに取り組みが同一ではないと思いますので、全体としてそもそもの老人クラブの活動の原点に立ち返って地域の皆様に入会していただいて活動をすることで、健康づくり・社会参加というところで活動していただけるように支援していければと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

老人クラブに加入するのも入りづらい、活動するのも大変だという方がおられるので、会員数が少なくなっていると思いますが、その辺各行政区、老人クラブの指導もよろしくお願ひしたいと思います。

認知症の人への支援対策及び高齢者の権利擁護、虐待防止についてでございますが、権利擁護支援を必要とする方が適切な支援につながるよう地域連携ネットワークの中心となる機関を整備するようですが、その整備状況を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

権利擁護支援を必要とする方の地域連携ネットワークの整備状況ということでございますが、第3次一関・平泉定住自立圏共生ビジョンにおきまして、独り暮らしや介護が必要になった高齢者、障がい者が家庭や地域で安心して自立した生活が送られるよう、在宅介護及び日常生活の支援に取り組むとしております。

このことから、一関市とともに一関地方成年後見支援センターの設置に向け、地域連携ネットワーク会議におきまして協議をしております。

現在、10月1日の設置に向けて継続して協議を行っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

地域連携ネットワークの中で組織づけをしてやっていると思うのですけれども、どういう組織の方々が入って相談しているのか、進めているのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

現在、ネットワークの中では、一関市、平泉町、一関市社協、平泉町社協、地域包括支援センター、障害のほうで基幹相談支援センター等の各関係機関の方々と協議を進めているところがございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

その10月1日に設置された場合に、ネットワークの中で、直接事務を執るというか事務局をやるところはどこになっておりますか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

一関成年後見支援センターにつきましては、業務の一部を一関市社会福祉協議会へ委託をするという方向で検討しております。一関市、平泉町につきましては、新センターの業務を進行、管理するということと事務局機能を兼ねて共同で実施していくところがございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

後見につきましては、平泉社協でも委託を受けてやっているわけですがけれども、その一関地域ネットワークと平泉社協との連絡体制とか、平泉町社会福祉協議会でやっている相談業務と今回の地域連携ネットワークの相談業務というのは重なる、ダブるということはないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

平泉町社会福祉協議会においては、これまでも成年後見の事務に携わってきたところがございます。一関地方成年後見支援センターが設置以降も、町民に一番近いところということで、1次相談の窓口として引き続き業務を担っていただくというところがございます。

その上で、今回の一関市社会福祉協議会へ委託を予定しております一関地方成年後見支援センターが2次相談の窓口となりますので、そこで情報共有しながら成年後見の利用の促進に向けた業務を実施していくということになります。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、再質問最後になりますが、高齢者虐待の通報、相談があった際に、コアメンバー会議が開催されますが、ケースによっては会議を開催せず直接現場に出向き処理することも必要と思いますが、それについて見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢者虐待の通報、相談があった場合の対応についてということでございますが、高齢者虐待の通報、相談があった場合は、地域包括支援センター等がまず訪問しまして、事実確認を行います。その上で、保健センターと地域包括支援センターでコアメンバー会議を開催しまして、虐待の有無、緊急性の判断、それから、対応方針について協議し、高齢者の生命や身体の安全確保のため速やかな対応を行っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

ケースによっては現場に直行しなくてはいけないケースがあるかと思うのですが、そのときの対応は、やはりその会議を開催してからというふうになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

高齢者虐待の通報があった場合、相談があった場合は、地域包括支援センター等がまずは訪問して事実確認をするということで、その後にコアメンバー会議ということで、関係者で対応方針を協議するわけですが、まず、高齢者の命、それから、身体の安全確保ということは非常に重要ですので、速やかに対応してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

そういったケースの場合、命に関わることもあると思いますので、会議を待たずに対応していただければと思います。

最後に、平泉町高齢者福祉計画の基本理念であります住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる町、平泉の下で様々な施策を展開していただき、元気な高齢者が普通に生活できる町になることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで、千葉多嘉男議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日10日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時32分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二